

駒ヶ根市電気料金高騰対策事業者応援事業

事業費：23,000千円

目 的

エネルギーコストの上昇に直面している市内中小事業者の事業継続を支援するため、電気の使用実績に応じた応援金を交付する。

事業の概要・内容

- 1 応援対象 以下①②を満たす中小事業者
①市内に事業所のある法人または個人事業主
※中小企業基本法第2条に規定する法人（みなし大企業は除く）または個人事業主。
個人事業主は、市内に住民登録があること。
②令和7年4月～9月（6か月間）のうち、いずれかの月の電気使用量（kWh）が1,500kwh以上であること。
- 2 応援内容 応援金額 = 月電気使用量（kWh）× 2円 × 6か月分
※算定式の「月電気使用量」は、令和7年4月～9月のいずれかの月の使用量を使って算出。
※算定式の「2円」は、国の支援額と同水準程度で設定。
- 3 その他
・同一事業者に対する応援金の上限額は、50万円（交付は一回限り）。
・受付期間は予算成立後～12月。申請受付後、審査でき次第、交付。

対象者

市内中小事業者

実施期間

予算成立後～令和7年12月

担当部署

産業部 商工観光課 内線433